

議第 113 号

## 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について

下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

6 月末からの豪雨災害の復旧に際して多額の費用が見込まれることから、全国より広く寄附金を募集し、迅速な災害復旧の費用に充てるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

下呂市ふるさと寄附条例（平成20年下呂市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（対象事業）</p> <p>第2条 この条例に基づく寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p><u>（7） 前各号に掲げるもののほか、市長が前条の目的のために必要と認める事業</u></p> <p>（寄附金の管理運用）</p> <p>第3条 （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、寄附金を基金に積み立てることなく、前条各号の事業の財源に充てることができる。</u></p>	<p>（対象事業）</p> <p>第2条 この条例に基づく寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（寄附金の管理運用）</p> <p>第3条 （略）</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年6月29日から適用する。

## 【参考資料】

# 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

6月末からの豪雨災害の復旧に際して多額の費用が見込まれることから、全国より広く寄附金を募集し、迅速な災害復旧の費用に充てるため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 対象事業に、市長の特認事項を加えます。

(第2条第7号関係)

(2) 寄附金の管理運用を、市長が特に認めた場合に基金に積み立てることなく、対象事業の財源に充てることを規定します。

(第3条第2項関係)

(3) この条例は、公布の日から施行し、平成30年6月29日から適用します。

(附則関係)